

高津老人福祉・地域交流センターの指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会（川崎市高津区溝口1-6-10）
(2) 指定期間	平成18年6月1日～平成21年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの業務 ・利用証の発行、教養講座・レクリエーション等の実施及び場の提供、健康相談・生活相談事業、入浴事業 ・施設等の維持管理に関する業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	1 (1) ① 老人福祉法第15条第1項の規定により、公により施設の設置が可能である。また、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理者の導入も可能である。 ② 施設の設置目的は、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することである。（老人福祉法第20条の7より引用） また、新実行計画においては、介護予防拠点としての機能を強化することにより、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場として位置付けられている。老人福祉センターは、今後も介護予防拠点としての機能強化や団塊世代の受け皿拡大等、本市の高齢者施策の実現にあたり、引き続き重要な役割を担っていくため、行政の関与が低い「民営化型」ではなく、「行政関与型」による運営方式が望ましい。 ③ 健康福祉局指定管理予定者選定等委員会要綱に基づき、健康福祉局指定管理予定者選定等委員会により指定管理者の選定及び指定管理者に行われた管理運営業務等について評価を実施している。また、協定書には、市は指定管理者が行う管理運営業務に対し、監査又は検査を行い、業務内容について報告させ、又は指示することができるものと定めるとともに、指定管理者が関係法令、条例等に違反したとき、管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき等は、指定の取消し又は期間を定めての管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができることと定めている。また、指定管理者は、利用者意見を把握するため、要望箱の設置をするなど、苦情受付体制を整備するとともに、毎朝の課内会議で日常の苦情や
	(2) ① 教養講座や行事の実施にあたっては、指定管理者制度導入時に教養講座実施計画書及び行事計画書を提出し、それに基づきサービスの提供を行った。内容的にも地域の歴史や文化、気質など地域特性をテーマにした講座や事業を展開し、質の高いサービスを提供した。 ② 施設の管理運営に関しては、協定書や健康福祉局指定管理予定者選定等委員会要綱に基づき、指定管理者に毎年度事業報告書を提出させ、評価を実施することで継続性、安定性、公平性を確保している。 ③ 意見書箱の設置や職員の情報の共有化により、利用者本位に即した効率的、効果的な管理運営を行った。また、指定管理者がもつネットワークを活用して、広報やPR活動を行い、広く施設の運営状況の公開や紹介に努めた。

2 サービス向上等

(1) 安定性

(1) 平成18年度に新規に開設した施設であるため、利用者数は増加傾向にあり、講座や行事数も利用者や地域からのニーズを取り入れながら増やしている。一概に判断は出来ないが、比較的安定したサービスを提供したと考える。

【利用者数】

	平成18年度	平成19年度
利用者延べ人数	13,624	25,613

※ 平成18年度は6月～3月
10ヶ月間の数字

【教養講座・行事回数】

	平成18年度	平成19年度
教養講座延べ回数	72	171
行事数	8	13

(2) 公平性

(2) 利用者から出される意見や要望等について、要望箱を設置するなど、施設運営などに反映できるよう仕組みづくりが出来ており、利用者に対するサービスの公平性は確保されていると考える。また、利用者や地域住民等から市へ出された意見や苦情等についても、指定管理者と協議し、必要な事項については、指定管理者等へ指導を行っている。

(3) 専門性

(3) 指定管理者が有する専門性や市民館や文化協会、地域包括支援センターなど人的ネットワークを活用して、事業の企画を実施することができた。

(4) 創意工夫

(4) 利用者の満足度を向上させるため、地域特性を生かした講座の開催や、保健福祉センターなど他の行政機関との共催による事業の実施など、市民サービスの向上に向けた創意工夫がなされている。

【主な教養講座】

・絵手紙入門 ・男の料理 ・3B体操 ・郷土史 ・折り紙入門 ・太極拳入門など

【主な行事】

・敬老のつどい ・作品展 ・健康保持増進事業 ・健康フェアなど

3 コスト検証
算定方法

3 指定管理委託料の内訳は、人件費72%、事務費23%、事業費5%となっており、大部分を人件費が占める。職員のうち非常勤職は生活相談員がおり、月報酬が87,500円である。これは市の同等の非常勤報酬額194,300円と比較すると、低く抑えられている。また、賃金職員として労務補助員と業務員がおり、時間給が労務補助員は910円、業務員は860円である。これは市の同等の臨時的任用職員の時間給890円と比較しても、ほぼ妥当であると考えられる。

事務費は、主に消耗品費、水道光熱費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、業務委託料に充てられている。事業費は、教養講座及び行事の報償費、教養娯楽費などに充てられている。事務費、事業費ともに事業実績等を考慮して、管理運営を行う上で妥当な金額であると考えられる。今後は、水道光熱費のより一層の抑制を心がけるとともに、通信運搬費については、電子メールの活用など、抑制に努める必要がある。

4 施設の安全性
大規模修繕の必要性

4 当施設は、平成18年6月に開設されており、耐震強度にも問題はなく、各箇所の経年劣化の心配もない。当面の間、大規模修繕の必要性はありません。

5 総括
成果

5 当施設は、開設時より指定管理者制度を導入したため、制度導入以前との比較は出来ません。開設3年目で、指定管理者としてのノウハウや専門性を蓄積して、これからの事業展開に創意工夫を凝らしながら、生かしていくことを期待する。老人福祉センターは、今後も介護予防拠点としての機能強化及び増加する高齢者の受け皿として、本市の高齢者施策を実現するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。